

平成二十四年十一月四日

青森県教育委員会第二百九十二回臨時会

期日 平成二十四年十一月四日(日)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 その他

職員の懲戒処分の状況
県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について
別冊 1

三 閉会

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成24年11月（10月1日～10月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の高等学校 実習助手（29歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年7月26日（木）午前5時31分頃
・大鱒町内の国道
・最高速度50km/hのところ、84km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年10月1日
- 事案2 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（41歳 女性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年8月13日（月）午前11時24分頃
・八戸市内の県道
・最高速度50km/hのところ、92km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年10月24日
- 事案3 ①被処分者 三八地域市部以外の小学校 教諭（30歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年7月5日（木）午後2時59分頃
・南部町内の町道
・最高速度50km/hのところ、93km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年10月31日
- 事案4 ①被処分者 西北地域五所川原市の小学校 教諭（42歳 男性）
②事件の概要等 物損事故
・平成24年7月19日（木）午後8時25分頃
・つがる市内の国道
・交差点を直進したところ、左方向から交差点に進入してきた車と接触したものの。
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年10月29日

- ⑤その他 平成21年11月16日及び平成22年5月29日に、速度超過を起こしていることから、量定を加重。

- 事案5 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭(44歳 男性)
- ②事件の概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
- ・平成24年3月7日(水)、23日(金)、25日(日)いずれも午後10時頃、つがる市内の県道の道路脇に、家庭で溜まった生活ゴミ等計13袋を不法投棄したもの。
 - ・9月10日(月) 刑事処分(略式命令による罰金20万円)を受けた。
- ③処分内容 減給2月
- ④処分年月日 平成24年10月30日

事案6 (処分後速やかに公表した事案)

- ①被処分者 西北地域つがる市の小学校 教諭(58歳 男性)
- ・当該職員は、事件発生当時、校長であったが、平成24年9月10日付けで教諭に降任した。
- ②事件の概要 酒気帯び運転による物損事故
- ・平成24年8月18日(土) 午後4時より五所川原市内において開催された会合に出席し、瓶ビール2~3本飲酒した。さらに、午後6時30分よりスナックに場所を移し、ビールをジョッキで4~5杯飲酒した。最後に、午後9時30分頃より居酒屋に場所を移し、ビールをジョッキで1~2杯飲酒した。
 - ・その後、午後11時頃タクシーに乗り、自家用車を駐車しているホテルに戻り、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、午後11時57分頃、五所川原市字鎌谷町の新生大橋付近の標識支柱に衝突する物損事故を起こしたもので、アルコールの呼気検査をしたところ、0.55mg/lの数値が出た。
 - ・9月24日(月) 運転免許取消の行政処分を受けた。
 - ・10月11日(木)、道路交通法違反で刑事処分(略式命令による罰金刑35万円)を受けた。
- ③処分内容 懲戒免職
- ④処分年月日 平成24年10月29日

[その他]

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

1 弘前実業高校藤崎校舎の対応

(1) 後期計画案の考え方

- ① 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。
 - ・中南地区は6学級減が必要である。
 - ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。
 - ・中南地区には農業科を設置している高校が3校ある。
 - ・地区内で、第一次志望調査の倍率が最も低い。→ 中学校卒業予定者数の減少に対応して、募集停止する。
- ② 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、他の高校への通学が可能である。
 - ・藤崎町の中学生は、弘前市内の高校への進学が多い実態がある。→ 通学が困難である場合には該当しない。
- ③ 第2次実施計画による校舎制導入校は、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止する。
 - ・地区内には、通学可能な高校が複数有り、農業高校も他にあることから、高校教育を受ける機会が確保されている。→ 校舎制導入校であり、計画的に募集停止する。
- ④ これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。
 - ・岩木高校、藤崎校舎以外の高校は、望ましい学校規模を満たしている。
 - ・他の県立高校に通学することが困難な地域には該当しない。→ 基本的な考え方に基づき、望ましい学校規模になるよう学校配置を進める。

- ⑤ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進める。
- ・本県の基幹産業であるりんご産業の後継者育成については、その一翼を担っている藤崎校舎を募集停止としても、中南地区には、りんご栽培教育を実施している農業高校が他にもある。
 - ・柏木農業高校は、中南地区における農業の専門高校であり、4学級規模で複数学科を有し、現在もりんごをはじめとした「果樹」に関する教育に取り組んでおり、農場・施設も充実している。
- りんご科の特色ある教育内容を、柏木農業高校の教育内容に取り入れる。

(2) 計画案に対する意見・要望等

県民からの意見等を整理し、具体的にすると次のようになる。

① 弘前実業高校農業科を募集停止し、藤崎校舎を存続する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意見 ①	40人1学級	3学科[商業・家庭・スポーツ科学] 40人6学級 (240人定員)

② 弘前実業高校を弾力化し、藤崎校舎を存続する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意見 ②	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 35人7学級 (245人定員)

③ 弘前実業高校農業経営科をりんご科に改編する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意見 ③	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)

- ④ 藤崎校舎をりんご科の専攻科とする。
藤崎校舎は募集停止し、同校舎の建物や農場をりんご科の専攻科として活用。
- ⑤ りんごづくり訓練校として発展的に活用する。
藤崎校舎は募集停止し、同校舎の建物や農場を社会人転職者向けのりんごづくり訓練校などとして活用。

2 その他の意見・要望等

- ① 八戸水産高校の1学級減は、水産教育の不完全化と衰退を意味する。
- （八戸水産高校の学科構成（4学科4学級）
海洋生産科（1学級）、水産食品科（1学級）、
水産工学科（1学級）、情報通信科（1学級））
- ② 八戸商業高校は、望ましい学校規模が4学級以上であり、1学級の定員を35人として4学級規模を維持していただきたい。
- （八戸商業高校の学科構成（3学科4学級）
商業科（2学級）、国際経済科（1学級）、情報処理科（1学級））
- ③ 八戸水産高校、八戸商業高校に設置されている学科で履修できた教科や科目等が継続して学習できるようにすること。

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

1 他の高校への通学が困難な地域について

後期計画においては、公共交通機関を利用して、近隣の県立高校までの通学が可能であるか、極端に早い時間帯の交通機関を利用しなければ間に合わない状況か、などにより通学が困難な状況に該当するかどうかを判断した。

【他の高校への通学が困難な地域の例】

① 青森北高校今別校舎

三厩駅以北から町営バスを利用した場合、青森北高校の始業時間に間に合う電車がない。

- ・外ヶ浜町営バス 三厩地区
(始発) 竜飛崎灯台 6:50 → 上宇鉄 7:05 → 三厩駅 7:24
- ・JR津軽線
三厩駅 7:53 → 蟹田駅 8:33 (乗換) → 油川駅 9:33
- ・所要時間 2時間43分
- ・青森北高校出校時間 8:30

② 木造高校深浦校舎

岩崎地区から鱒ヶ沢高校の始業時間に間に合う電車がない。

- ・JR五能線
(始発) 陸奥岩崎駅 7:12 → 鱒ヶ沢駅 8:40
- ・所要時間 1時間28分
- ・鱒ヶ沢高校出校時間 8:25

③ 中里高校

小泊地区から金木高校の始業時間に間に合わせるためには5時50分発のバスを利用しなければならない。

- ・弘南バス 五所川原～小泊線
(始発)小泊発 5:50 → 中里高前 6:43 → 金木案内所 7:12
(→ 五所川原駅前 7:37)
(次発)小泊発 6:55 → 中里高前 7:48 → 金木案内所 8:17
(→ 五所川原駅前 8:42)

- ・所要時間 1時間22分
- ・金木高校出校時間 8:30

④ 大間高校

佐井村から田名部高校の始業時間に間に合わせるためには5時25分発のバスを利用しなければならない。(大間町奥戸地区からは5時39分発)

- ・下北交通 佐井線
(始発)佐井発 5:25 → 奥戸 5:39 → 大間 5:52 → むつターミナル 7:25
(次発)佐井発 6:25 → 奥戸 6:39 → 大間 6:52 → むつターミナル 8:25
- ・所要時間 2時間
- ・田名部高校出校時間 8:20

⑤ 五戸高校

西越地区から八戸市内の高校の始業時間に間に合うバスがない。

- ・南部バス 西越線
(始発)西越 7:22 → 八戸駅 9:05
- ・所要時間 1時間43分
- ・八戸西高校出校時間 8:10

⑥ 田子高校

清水頭地区から三戸高校の始業時間に間に合うバスがない。

- ・田子町コミュニティバス 清水頭線
(始発)鳴滝 7:11 → 清水頭 7:35 → サンモール田子 7:57
- ・南部バス
サンモール田子 8:30 → 六日町 8:53
- ・所要時間 1時間42分
- ・三戸高校出校時間 8:25

2 弘前実業高校藤崎校舎の対応

(1) 弘前実業高校農業科を募集停止し、藤崎校舎を存続

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・志望者の多い弘前実業高校を学級減して、志望者の少ない藤崎校舎を存続することは、中学生の希望と異なる学校配置になる。
 - ・総合選択制である弘前実業高校の農業科の募集停止により、弘前実業高校の生徒の教科・科目の選択幅が狭まるとともに、農業科と商業科や家庭科が連携した取組ができなくなり、総合選択制も見直す必要がある。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・弘前実業高校は、2学級減となるが望ましい学校規模を維持できる。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、通学が困難な地域に該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・これまでに募集停止した校舎制導入校や後期計画案で募集停止としている南郷校舎と対応が異なる。
 - ・校舎制導入校のうち、職業学科は藤崎校舎のみである。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・弘前実業高校の農場を廃止する必要がある。

(2) 弘前実業高校を弾力化し、藤崎校舎を存続

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・志望者の多い弘前実業高校の募集人員を減じて、志望者の少ない藤崎校舎を存続することは、中学生の希望と異なる学校配置になる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・弘前実業高校は弾力化するものの、学級数は計画案と同じ7学級を維持できる。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、通学が困難な地域に該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・他の商業科、家庭科、スポーツ科学科の高校では弾力化は行っていない。
(農業科では弾力化済)
 - ・これまでに募集停止した校舎制導入校や南郷校舎と対応が異なる。
 - ・校舎制導入校のうち、職業学科は藤崎校舎のみである。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・弘前実業高校は、弾力化により、学級数に応じた教員の配置が困難となる。

(3) 弘前実業高校の農業経営科をりんご科に改編（藤崎校舎の農場を活用）

① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。

- ・ 共通科目等は、望ましい学校規模で充実した教育環境のもとで学習できる。
- ・ 商業科、家庭科との連携による教育活動の充実が期待できる。
- ・ 弘前実業高校農業経営科を目指している中学生にとっては、農業経営科がりんご科に変更されることにより、これまで農業経営科で実施している教育内容が変更されることとなり、進路選択に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 農業教育の充実という点では、農業の専門高校である柏木農業高校に引き継いだ方が充実できる。
- ・ 専門科目や実習を藤崎校舎に移動して学習するとすれば、移動に伴う安全面、時間面で課題がある。

② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。

- ・ 一定規模の学校に集約するという考え方に合致している。
- ・ 校舎制導入校を募集停止し、本校に統合することとなり、第3次実施計画の考え方に合致している。

③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。

- ・ 本校への統合であり、これまでに募集停止した校舎制導入校と同じ対応である。
- ・ 閉校後、統合先の学校が統合元の校舎や施設等を活用して学科を存続した事例はない。

④ その他の課題はないか。

- ・ 藤崎校舎への移動に伴う費用面で課題がある。
- ・ 本校1校分の教職員配置となり、農場を管理する職員の配置が困難になる。
- ・ 弘前実業高校の農場を廃止する必要がある。

(4) 藤崎校舎にりんご科の専攻科を設置（弘前実業高校農業科の専攻科）

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・ 高校教育3年間を終了後、さらに高度な教育を行うという点では、教育環境の充実につながる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、学校配置としては、計画案と同じである。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・ これまでの専攻科の設置目的（資格取得）と異なることとなる。
 - ・ 農業に関する専攻科を設置する場合、教育内容、設置校等を中南地区だけではなく、県全体で検討する必要がある。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・ 本校と専攻科の場所が異なる。
 - ・ 専攻科の教員配置を要する。
 - ・ 全国的に農業特別専攻科は減少の方向である。

(5) りんごづくり訓練校として発展的に活用

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・ 高校生の教育環境としてではなく、りんご生産者の教育の場としては、充実したものとなる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、学校配置としては、計画案と同じである。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、閉校後の利活用の問題であることから、他の学校に影響を及ぼすものではない。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・ 教育委員会として設置することは困難である。

